

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	板倉区 針	針	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	80.7	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	46.1	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.1	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	6.6	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	8.3	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.2	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	5.6 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	5.6 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

集落内の中心経営体は高齢化や兼業のため、規模拡大が期待できない農業者が多く、集約・集積が進まない。今後は、昭和40年代～50年代初めにかけて、30アール区画で基盤整備された耕地に付帯する農道や水路の維持や補修に経費負担が掛かってくると見込まれるので、引き続き、多面的機能支払交付金を活用しながら、維持管理を行っていきたい。

令和4年度からは多面的機能支払交付金事業の長寿命化に取り組む予定である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後は、集落内の中心経営体で経営意欲のある農業者や、集落外の入り作の中心経営体であるBなどに農地を集約・集積していく。

新規の農地の貸借が出てきた場合も、中心経営体への集約を第一に貸借契約を進める。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲 大豆	75.6	0.3	水稲 大豆	75.6	0.3	
2	認農法	B	水稲	<u>175.5</u>	<u>15.7</u>	水稲	200.0	20.0	
3	認農	C	水稲	<u>3.3</u>	<u>1.7</u>	水稲	<u>3.3</u>	<u>1.7</u>	
4	申請 予定	D	水稲	<u>1.8</u>	<u>1.8</u>	水稲	<u>1.8</u>	<u>1.8</u>	
5	認農	E	水稲	<u>12.0</u>	<u>10.0</u>	水稲	12.0	10.0	
6	その他 認農	F	水稲	<u>1.3</u>	<u>1.3</u>	水稲	<u>1.3</u>	<u>1.3</u>	
7	認農	G	水稲	1.0	1.0	水稲	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	
8	認農	H	水稲	0.0	0.0	水稲	0.0	0.0	
9	申請 予定	I	水稲	<u>2.7</u>	<u>1.4</u>	水稲	<u>2.7</u>	<u>1.4</u>	
10	申請 予定	J	水稲	1.8	1.8	水稲	1.8	1.8	
11	認就	K	園芸	0.5	0.2	園芸	1.0	0.5	
12									
計		<u>10</u> 人		<u>275.5</u>	A <u>35.2</u>		<u>301.5</u>	B <u>40.8</u>	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	今後、新規で農地の貸借が出てきた場合は、農地中間管理機構の活用を検討する。
2) 基盤整備への取組方針	地区内では未だ再圃場整備の機運が高まっていないが、今後、中心経営体から大区画化の要望が出てきた場合は、地区内の農地所有者の間で話し合いを進めていきたい。
3) 新規・特産化作物の導入方針	なし。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	農家組合長が相談を受けた場合は、近隣で耕作している中心経営体に相談する。 農地中間管理機構を利用する場合は、JAの営農センターに相談しながら、賃貸借を進めていく。
5) その他	なし。

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	板倉区 下・西久々野	下久々野、西久々野	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	38.1	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	19.2	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.7	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	2.2	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	5.7	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.8	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	0.2 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.3 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	-0.1 ha
基盤整備の実施状況	<input type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中 13.1 ha 一部整備済	
農地中間管理機構利用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現在、集落内の農業者で中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組むことで、何とか営農を継続しているが、今後高齢化の進展により、遊休農地が出てくる可能性がある。

農作業の共同化を目指して、西久々野を含めて有志で組織化について話し合っているが、いまだ具体的な進展がない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象農地で、現在の耕作者が高齢化等で耕作継続が困難になった場合は、集落内の農業者への貸し付けを第一とする。
また、受け手となる組織を早急に立ち上げたい。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認就	A	水稲	0.7	0.5	水稲	1.0	0.7	
2	認農	B	水稲	1.5	1.5	水稲	1.5	1.5	
3	その他	C	水稲	1.0	1.0	水稲	1.0	1.0	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		3 人		3.2	A 3.0		3.5	B 3.2	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針 今後、新規で農地の貸借が出てきた場合は、農地中間管理機構の活用を検討する。
2) 基盤整備への取組方針 今後、農家負担のある基盤整備は見込めない状況であり、中山間地に特化した農家負担のない基盤整備のメニューができない限り、新たな基盤整備の取組は困難である。
3) 新規・特産化作物の導入方針 なし。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順 相対がほとんどであり、特に決まっていない。 農地中間管理機構を利用する場合は、JAの営農センターに相談しながら、賃貸借を進めていく。
5) その他 なし。

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	D	0.3				R4.6	B
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.3	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	板倉区 高野	高野	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	84.6	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	5.5	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.1	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.1	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	0.0 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.0 ha
基盤整備の実施状況	<input type="checkbox"/> 整備済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備中	80.9 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

<p>大区画化の再圃場整備の成果として、集落1農場の下、周辺地区農業者と連携を図りながら良質米の生産と生産費のコスト削減に努めていくこととするが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心経営体であるAの安定経営に向けた組織形態の見直し ○ 役職員の後継対策と作業協力者の確保 ○ 米、大豆に加え園芸・特産品を含めた複合経営の展開が、課題である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>現対象地区内における中心経営体への集約は再圃場整備を契機に完了した。 <u>今後は中心経営体(A)への集約維持と体制規模に即した効率的集約を展開する。</u></p>

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲 大豆	75.6	72.7	水稲	75.6	72.7	
2	認農法	B	水稲 大豆	45.3	4.7	水稲 大豆	45.3	4.7	
3	認農	C	水稲	182.8	2.9	水稲	200.0	2.9	
4	認農法	D	水稲	150.6	0.7	水稲	200.0	0.7	
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		4 人		454.3	A 81.0		520.9	B 81.0	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 1) 農地中間管理機構の活用方針
 現在、相対で利用権設定されているものがほとんどであるが、今後必要があれば農地中間管理機構の活用も検討していきたい。
- 2) 基盤整備への取組方針
面整備完了後のほ場状態の健全維持に努める。
- 3) 新規・特産化作物の導入方針
安定経営を基本に作物品目・規模について実証を踏まえて検討していく。
- 4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
 農地中間管理機構を利用する場合は、窓口であるJA頸南営農センターに相談する。
- 5) その他
スマート農業実証実験の事業期間は終了したが、引き続き実証データ提供と実証を生かした農業経営を進めていく。

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			